

**2019年度**  
**二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金**  
**(再エネ水素を活用した社会インフラの低炭素化促進事業)**

**保守点検支援事業**

**2019年10月**

**(公募追加資料)**



未来の  
ために、  
いま選ぼう。

**一般社団法人 環境技術普及促進協会**

1. 概要
2. 要件
3. 参考（既設再エネ電力設備の使用について）
4. 応募の方法
5. 問い合わせ先

## 水素ステーション保守点検支援事業に於いて

- ・要件の見直しがされたことから、再公募にあたって以下に内容を記載いたします。
- ・要件など詳細を確認し、適合する事業者のみ応募してください。
- ・Q & Aにも追記していますので、確認してください。

## 対象事業の要件

環境省の地域再エネ水素ステーション導入事業で整備された水素ステーションであり、原則として以下の一～三の要件を満たす水素ステーションの保守点検事業を対象とします。

- 一 当該水素ステーションから水素を供給する F C V 等の年間予定走行距離等を達成すること。
- 二 水素ステーションの付帯設備など含めたシステム全体の消費電力量が再エネ発電設備の発電電力量を超過しないこと。なお、超過が見込まれる場合は、以下の方法による対応を実施すること。
  - A：再エネ発電設備の増設（ただし、固定価格買取制度にて売電していないもの）
  - B：余剰電力がある既設再エネ発電設備の発電量を補填（ただし、固定価格買取制度にて売電していないもの）
  - C：スコープ2 ガイダンス（注1）に準拠した証書等（再エネ由来 J-クレジット、グリーン電力証書、非化石証書）を使用し、超過見込分を購入
- ※ A～Cを併用することも可とする。
- 三 水素ステーション全体の消費電力量及び再エネ発電設備の発電量の実績を計測できること。

(注1) スコープ2 ガイダンス：国際環境NGO世界資源研究所（WRI）と、持続可能な発展を目指すグローバル企業団体WBCSD（持続可能な開発のための世界経済人会議）が2012年に「GHGプロトコルスコープ2 ガイダンス」として作成。経済産業省が2019年3月29日、気候変動対応を進める企業向けに、二酸化炭素排出量測定における国際基準に照らした報告ガイダンス「国際的な気候変動イニシアティブへの対応に関するガイダンス」として公開

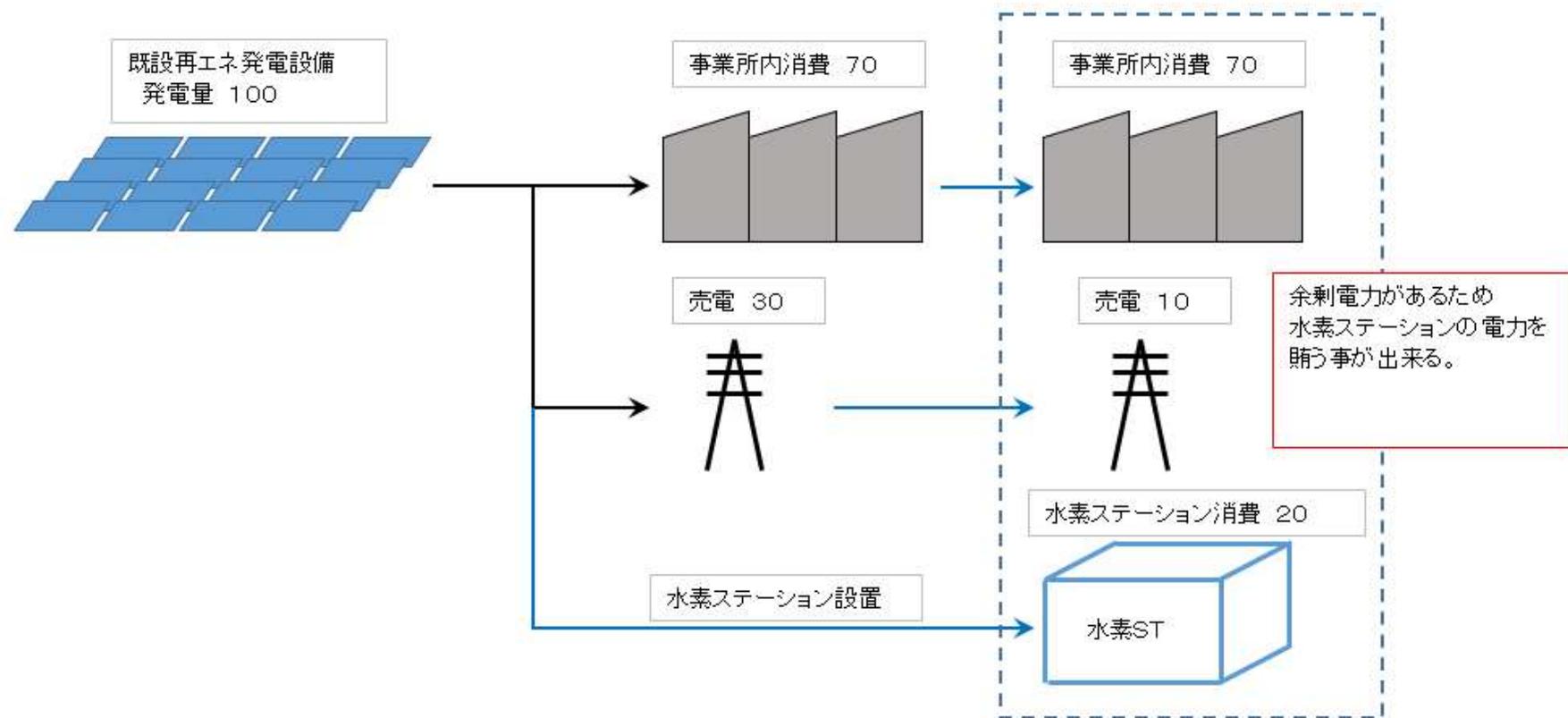
(<https://www.meti.go.jp/press/2018/03/20190329006/20190329006.html>)

## 既設再エネ発電設備の場合

工場・事業所全体で使用している既設再エネ発電設備を水素ステーションの電力として使用している場合（使用することとしている場合）は、その発電電力に余剰が確認できない場合は、全量再エネ電気の購入等の対応が必要となります。

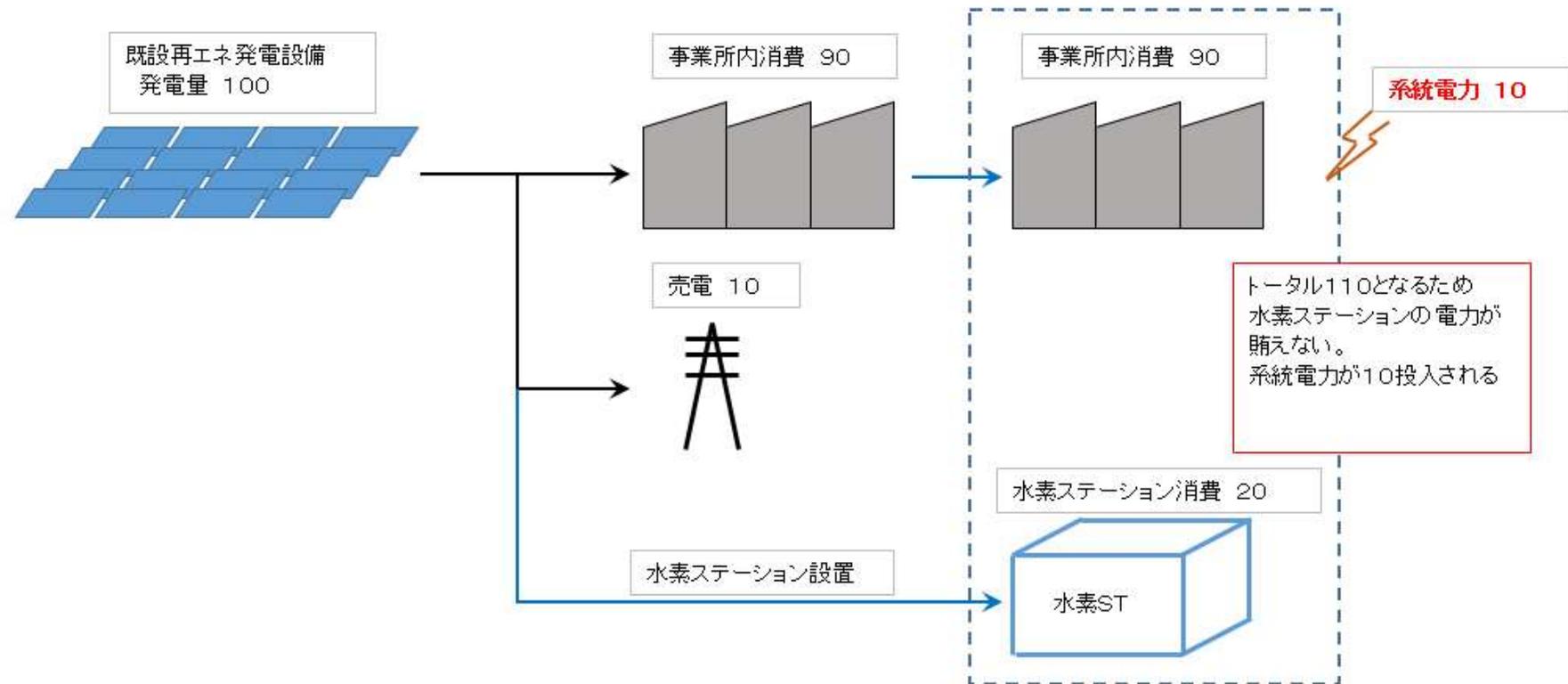
既設再エネ電力 余剰電力なし ⇒ 再エネ電気の購入

既設再エネ電力設備に余剰電力があり、  
水素ステーションの電力を再エネ電力で賄うことが出来る。



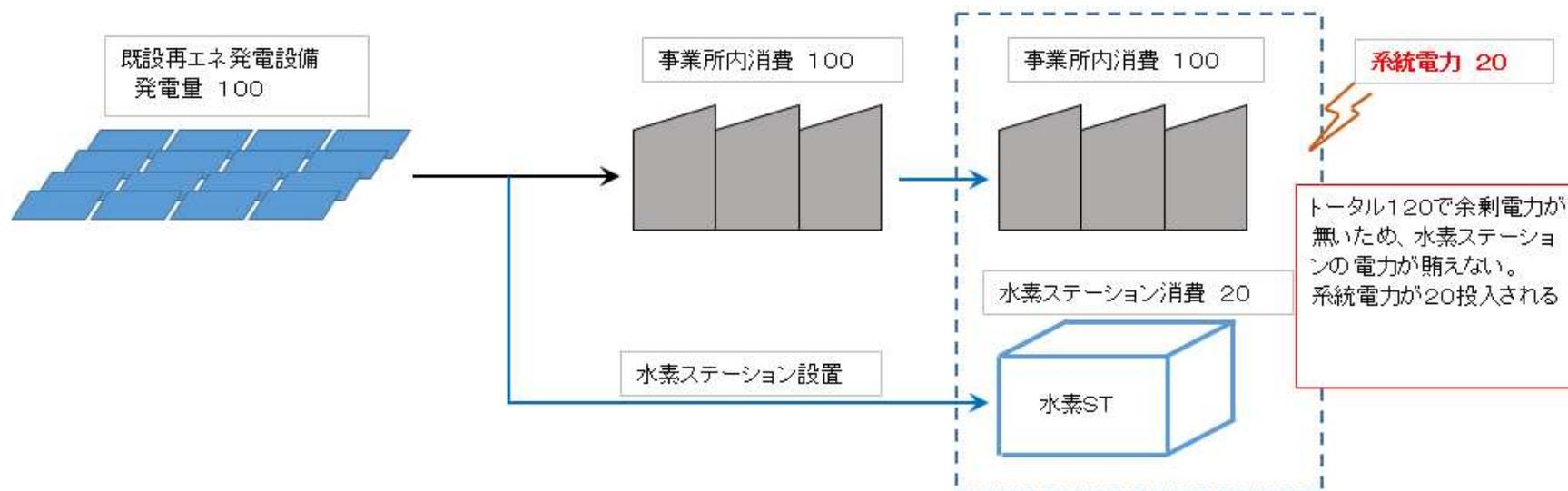
## 不適當な例- 1

既設再エネ電力設備の余剰電力が不足している為、  
水素ステーションの電力を再エネ電力で賄うことが出来ない。



## 不適當な例- 2

既設再エネ電力設備の余剰電力が無い為、  
水素ステーションの電力を再エネ電力で賄うことが出来ない。





【提出方法】 持参または郵送  
 (簡易書留、特定記録など配達記録がわかるもの)

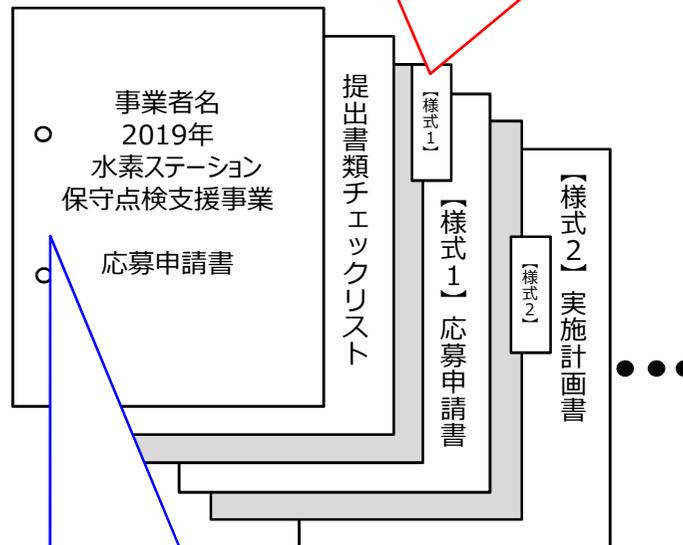
紙フラットファイル（紐で綴じるタイプは禁止）に綴じてください。  
 表紙と背表紙を付けて、「事業者名 2019年地域再エネ水素ステーション導入事業 応募申請書」と記入してください。

あい紙にインデックスを付し、「様式1」「様式2」等記入してください。（申請書等には、インデックスを直接付さないでください）

事業者名  
 2019年水素ステーション保守点検支援事業  
 応募申請書  
 在中

申請書類は封書に入れ、宛名面に「事業者名 水素ステーション保守点検支援事業 応募申請書在中」と朱書きで記入してください。

電子媒体が破損・汚損しないように保護してください。



パンチ穴をあけてファイリングしてください。  
 紐・ホチキスでは綴じないでください。

事業者名：〇〇県△△市  
 〇〇株式会社

事業名：

- ・2019年水素ステーション保守点検支援事業
- ・2019年水素社会実現に向けた産業車両等における燃料電池化促進事業

## 【再公募期間】

## ◆水素ステーション保守点検支援事業

**2019年10月10日（木）～**

**11月29日（金）午後5時**

\*なお、上記期間にかかわらず、補助金予算の上限額まで達することが判明した場合は、それ以降の公募受付を終了させていただくことがあります。

※なお、改正前の公募要領に従い、既に応募申請書を提出した事業者においても、改正後の公募要領に従い、改めて応募してください。

**【提出締切】****◆水素ステーション保守点検支援事業****2019年11月29日（金）午後5時 必着**

**\*なお、上記期間にかかわらず、補助金予算の上限額まで達することが判明した場合は、それ以降の公募受付を終了させていただくことがあります。**

**【提出先】**

〒534-0024 大阪府大阪市都島区東野田町2丁目5番10号 京橋プラザビル6F  
一般社団法人 環境技術普及促進協会 業務部 業務第二グループ  
「再エネ水素を活用した社会インフラの低炭素化促進事業」担当宛

提出締切以降に協会に到着した書類のうち、遅延が協会の事情に起因しない場合は、いかなる理由があっても応募を受け付けません。十分な余裕をもって応募してください。

お問い合わせは電子メールを利用し、メール件名に応募事業者名、及び応募事業名を記入してください。また、メール末尾に、ご担当の連絡先（所属、氏名、電話番号、メールアドレス）も記入してください。

<メール件名記入例>

【〇〇県】「水素ステーション保守点検支援事業」についての問合せ

【〇〇株式会社】「水素社会実現に向けた産業車両等における燃料電池化促進事業」についての問合せ

<お問い合わせ先>

一般社団法人 環境技術普及促進協会 菊池、岩本、吉田（一）、吉田（昌）

メールアドレス：[suiso30@eta.or.jp](mailto:suiso30@eta.or.jp)

<お問い合わせ期間>

**各事業の公募期間内といたします。**

応募を検討される方は、当協会ホームページを定期的に確認してください。

電話での問い合わせには対応致しかねます。

また、採択・不採択の感触や、採択日を照会する等の行為についても、厳に慎んでください。